

4号 認定申請（緩和①）

（中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく認定）

対象 自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業の方

認定要件

次の各項目に該当すること。

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営の安定に支障を生じており、次のいずれかに該当する事業者
 - ①業歴3か月以上1年1か月未満の事業者
 - ②前年以降の店舗増加等によって、単純な売上高等の前年比較では認定が困難な事業者
- 最近1か月の売上高等と最近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等を比して20%以上減少していること。

認定を受ける効果

- 信用保証協会の「経営安定関連保証」の申請が可能になります。

有担保保証	2億円
無担保保証	8,000万円

- 責任共有制度の対象外となります。
（保証協会が100%保証）

*** 決算申告書一式（原本またはコピー）の提示及び①～⑤のコピーを提出してください。**

- ①確定申告書表紙（税務署受付印があるもの）
- ②損益計算書
- ③貸借対照表
- ④法人事業概況説明書(両面)(ある場合のみ)
- ⑤電子申告の場合「メール詳細」

必要書類

No.	法人	個人
1	A 申請書（所定の様式） B 売上高一覧（所定の様式）	
2	商業登記履歴事項全部証明書のコピー ※原本を提示のこと（発行日から3か月以内）	
3	決算申告書（決算が終わっている場合）	確定申告書（原本及びコピー） ※税務署受付印（電子申告の場合「メール詳細」）があるもの
4	売上高を確認できる書類 ① 最近1か月を含む最近3か月の企業全体の売上げ明細がわかるもの （例） R2年4月に申請する場合 ○ R2年1～3月の3か月分の <u>月次の試算表又は売上台帳のコピー等</u>	
5	許認可等を必要とする業種の場合 許可・認可・免許・登録等を証明する書類のコピー。	
6	従業員数の確認できる書類 資本金が製造業等で3億円、卸売業で1億円、小売業・サービス業で5千万円を超える場合は、「労働保険・増加概算・確定保険料申告書」、「法人事業概況説明書」のコピー等。	

認定書の発行 申請書を受理してから認定書を発行するまでに数日かかります。

問い合わせ先 目黒区産業経済・消費生活課 経済・融資係 TEL 5722-9879(直通)